

同志社国際高等学校の研修旅行等について

令和8年5月22日

京 都 府

同志社国際高等学校の研修旅行等について

令和8年5月22日
京 都 府

1. 研修旅行について

(1) 辺野古への訪問の経緯

【これまで確認した事項】

- ・ 2012年以前も、一部コースで、辺野古テント村を見学することはあったこと
- ・ 2015年から2018年までの間、一部コースで、辺野古テント村への訪問を実施したこと
- ・ コロナ禍後、2023年3月の研修旅行初日に行う開会礼拝を牧師（「不屈」の船長と同一人物。以下「牧師」という。）に依頼した際、牧師から辺野古でのボート乗船の提案を受け、ボートに係る事前下見を行うことなく、校内で検討の上、2023年3月からコース別学習においてボート乗船を開始したこと
- ・ 2023年3月の乗船と同様、2024年3月、2025年3月（2025年3月は当日雨天で中止）、2026年3月の乗船に関しても、事前の下見を行っていないこと
- ・ 牧師には、キリスト教のつながりから、2018年3月の研修旅行より開会礼拝を依頼していたこと
- ・ 各年度の研修旅行の計画は、学年の担任会、教職員会議の合議で決定・承認され、最終的には、校長の責任の下、実施していたこと

【学校からの説明】

- ・ 2015年から辺野古テント村での学習を開始した理由は、辺野古の問題が社会的に大きな関心事となっており、沖縄の現状を知る観点から、見識を深めさせたいと考えたため
- ・ 2023年からボート乗船を始めたことについては、牧師への信頼が、牧師が船長を務めている船であれば、安全であるという過信へと行き過ぎた結果、旅行会社を通じた手配で安全確保等の万全の体制をとるという考えに至らなかった

(2) 2025年度（2026年3月）の研修旅行の計画・事前準備等

【これまで確認した事項】

- ・ 研修旅行に参加した259名のうち、当日は35名（欠席を含めると37名）の生徒が「辺野古をボートに乗り海から見るコース」（以下「辺野古コース」という。）に参加していたこと
- ・ ボートへの乗船に関して、2025年度についても、学校側が、牧師と那覇市内で「例年通り」と確認したのみであり、事前下見が行われていないこと
- ・ 転覆時、引率教員は同行していなかったこと。当初乗船予定であった教員は、当

日、体調不良と乗り物酔い体質等により乗船を見送ったこと。また、2隻の船に対し、1名の引率教員しか配置されていなかったこと

- ・ どのような船に乗るのかについて、生徒や保護者への事前説明がなされていなかったこと
- ・ ボートへの乗船については、学校が牧師に対して直接依頼をしているが、契約書は締結しておらず、依頼文を送付するのみであり、その上で謝礼を支払っているものであること。ボート乗船に際し、牧師以外の2名の船員に対しては、学校は直接依頼をしていないが、これら船員にも謝礼を支払う予定であったこと

【学校からの説明】

- ・ 事前下見が行われていなかったことについて、安全管理意識が欠如していた
- ・ 引率教員が同行していなかったことについては、重大な判断ミスであり、そのような判断を現場のみで実施できる体制を容認していたことや、バックアップ体制が不十分であったことについて、学校として落ち度があった
- ・ 生徒や保護者に対し十分な説明ができていなかったとの指摘は重く受け止めている

京都府の見解

学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要である。

このため、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省からはこれまでに、学校のマニュアル作成の参考となる「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月。以下「手引き」という。）等を示されるとともに、修学旅行等における安全確保にあたっての留意点等については、関係の通知等において示されてきたところである。

辺野古への訪問の経緯や 2025 年度の研修旅行の計画・事前準備等について、これまで確認した事項及び同志社国際高校からの説明を学校における安全の確保に関する法令や文部科学省通知等に照らし合わせると、以下の点について課題があり、同校における安全管理に対する認識は甘く、そのため安全対策等についても十分な検討及び必要な対策を実施していなかったと言わざるを得ず、研修旅行に参加した生徒の尊い命が失われるという極めて重大な事態に至ったことも踏まえれば、同校の安全確保は著しく適切さを欠いたものであったと考えられ、二度と悲惨な事態を招くことのないよう是正する必要がある。

ア. ボート乗船に係る事前の下見等について

- ・ 手引きにおいては、「校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に現地の状況や気象状況などを十分に把握する」必要があると示されている。

- また、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月。以下「ガイドライン」という。）においては、学校が講じるべき事前の検討・対策として「校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。」「訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。」ことが示されている。
- これまでの調査においては、辺野古でのボート乗船に関しては、2023年3月から開始して以降一度も事前の下見が行われなかったこと、また、牧師への信頼が過信へ行き過ぎた結果、旅行会社を通じた手配による安全確保等の体制をとれていなかったこと、契約書の締結による事前の乗船にあたっての安全対策等の条件確認もされていなかったことが確認されており、手引き等において安全確保のために必要とされている事前の現地でのリスク調査や想定される事故等発生時の対応の検討等が実施できていなかった。
- また、研修旅行の計画は、学年の担任会、教職員会議の合議で決定・承認され、最終的に校長の責任の下で実施されるというプロセスを経ていたことが確認されたが、組織として安全確保のために必要とされる対応ができていなかった。

イ. 引率教員の配置について

- 校外活動を行う際には、「ア. ボート乗船に係る事前の下見等について」で記載したとおり、現地状況や地域固有のリスクを事前に調査した上で、事故が発生した場合の対応を予め検討し、旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う必要がある。
- これまでの調査においては、乗船する引率教員は1名のみで1隻には引率教員が乗船しないことがもともと予定されていたこと、加えて、結果的に乗船する引率教員が不在となり、生徒のみが乗船する事態になったこと、さらに、そうした不測の事態が発生した場合に現場と学校が協議し、バックアップするなど組織的な対応が準備されていなかったことが確認されており、安全確保のために必要とされている事前のリスク調査や想定される事故発生時の対応の検討等が実施できていなかった。

ウ. 生徒や保護者への事前説明について

- 「修学旅行における安全確保の徹底について（通達）」（昭和63年3月31日付け文初高第139号文部事務次官通知）においては、修学旅行が、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることから、旅行経路等の事前の現地調査等と合わせ、保護者の理解の徹底等細心かつ周到な準備を整えることが示されている。
- 今回の研修旅行においては、どのような船に乗るのかについて、生徒や保護者への事前説明がなされていなかったことが確認されており、当該通知が求めている保護者の理解の徹底ができていなかった。

2. 安全管理について

【これまで確認した事項】

- ・ 学校が策定していた危機管理マニュアルの記載は、事故発生時の連絡体制等のみであり、校外活動時の事前の安全確保の検討・対策に関する記載がなかったこと
- ・ 文部科学省が示す「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等における校外活動時の事前の安全確保の検討・対策の項目について、学校の当初の回答では、項目の多くが「文書では作成されていないが、事前の打ち合わせ及び現地での打ち合わせでは、原則確認をしている」とのことであったが、項目に沿って対応の詳細を確認したところ以下のとおりであったこと
- ・ 事前の現地の状況や天候把握について、今回のプログラムを想定した確認がされておらず、当日の波浪注意報の気象情報についても確認していなかったこと
- ・ 悪天候などによる活動の変更・中止を想定した代案について、学校において事前に決めていなかったこと
- ・ 安全面における現地固有の状況や乗船に伴うリスク（海上運送法上の事業登録の有無、航路、船の形状、通常の船着き場ではなく危険な護岸からの乗船など）について、事前に下見や実地調査などにおいて把握・確認しておらず、リスクを可能な限り軽減する取組や想定される事故等が発生した場合の対応が講じられていないこと
- ・ 今回のプログラムは旅行会社における下見等の確認対象に入っていないにもかかわらず、学校は事前の下見等を行っておらず、現地で事故等が発生した際の対応や救護・通報にかかる施設・設備等の調査・確認を行っていないこと、また、これらの内容を今回の研修旅行の諸注意資料に掲載・反映していないこと、加えて、生徒が引率教員と離れて乗船する中で、転覆時の海上保安部への通報も生徒自ら調べて通報するに至ったこと
- ・ 訪問先の船の運航関係者との安全確保に関する事前調整を十分に行っていないこと
- ・ 学校において、今回のプログラムに参加する生徒に対して、ライフジャケットの着用方法等の事前の安全指導・教育がなされていなかったこと

【学校からの説明】

- ・ 今回のプログラムの危険性について認識が甘かったこと、ボートそのものの安全性の検討や乗船に当たってのリスク分析、対策の必要性について意識が及ばなかったことは事実であり、深く反省するところである
- ・ 現場の教員のいずれも事故の前日及び当日に波浪注意報の情報を把握していなかったことについては、危機管理マニュアルの整備・運用状況等に不備があったことが原因であると考えている
- ・ 事前下見が行われていなかったことについて、安全管理意識が欠如していた

- ・ 生徒が海上保安部に通報した。生徒によれば、船員もすぐに番号が分からずにおり、生徒のスマートフォンに番号が表示されたので、それで生徒が通報した
- ・ 今回のプログラムにおける訪問先とは、安全確保について十分に事前調整できていなかった
- ・ 今回のプログラムに参加する生徒に対して、事前に安全に関する具体的な指導はしておらず、教員がライフジャケットの着用方法等について指導していなかったことは把握している

京都府の見解

安全管理について、これまで確認した事項及び同志社国際高校からの説明を学校における安全の確保に関する法令や文部科学省通知等に照らし合わせると、以下の点について課題があり、同校における安全管理に対する認識は甘く、そのため安全対策等についても十分な検討・対策をしていなかったと言わざるを得ず、研修旅行に参加した生徒の尊い命が失われるという極めて重大な事態に至ったことも踏まえれば、同校の安全確保は著しく適切さを欠いたものであったと考えられ、二度と悲惨な事態を招くことのないよう是正する必要がある。

ア. 学校の危機管理マニュアルの記載等について

- ・ 「1. 研修旅行について」における京都府の見解の中で記載したとおり、手引きやガイドラインにおいては、事前の情報収集を行った上で、綿密な計画等について検討し、危機管理マニュアルに反映させることが求められている。
- ・ また、手引きにおいては、「悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に気を配る」必要があるとも示されている。
- ・ これまでの調査において、同志社国際高校の危機管理マニュアルに校外活動時の事前の安全確保の検討・対策に関する記載がなかったこと、事前の現地の状況や天候把握について今回のプログラムを想定した確認がされておらず、当日の波浪注意報の気象情報についても確認していなかったこと、活動の変更又は中止する場合を想定した代案を事前に決めていなかったこと、事前の下見や実地調査による安全面におけるリスクの把握・確認やリスクを軽減する措置、事故発生に備えた対応が講じられていなかったこと、現地で事故が発生した場合の対応や救護・通報に係る施設等の調査確認を行っておらず、それらの内容を研修旅行の諸注意資料に反映していなかったこと、実際に転覆事故が発生した際に生徒が引率教員と離れて乗船する中で生徒自らが調べて海上保安庁へ通報するに至ったことが確認されており、同校においては、危機管理マニュアルへの必要な事項の記載とそれを踏まえた安全確保上必要な対応が行われていなかった。

イ. 安全確保に関する具体的な指導等について

- ・ ガイドラインにおいては、「想定される様々な事故・災害等に応じて、(中略)発生した場合に児童生徒等や教職員が身の安全を確保するために取るべき行動(一次避難)や、その後の避難場所・避難経路・避難手段などについて整理し、教職員や児童生徒等の共通認識として」おくことが示されている。
- ・ これまでの調査において、訪問先の船の運航業者との安全確保に関する事前調整を十分に行っていなかったことや、今回のプログラムに参加する生徒に対し、ライフジャケットの着用方法等の事前の安全に関する具体的な指導がなされていなかったことが確認されており、ガイドラインが求める身の安全を確保するために取るべき行動ができていなかった。

3. 教育活動の状況について

【これまで確認した事項】

- ・ 今年度の研修旅行の3日目は、7つの選択コースが用意されており、辺野古コースについては、教員から生徒に対し、「主たる目的は「きれいな海を見る」ことではなく、基地建設と、それに反対する人が対峙する「現場」を見ること」であるとのメッセージが送られており、生徒だけでなく、学年主任、担任が見られるものとなっていたこと
- ・ 2026年3月の研修旅行初日の開会礼拝のメッセージにおいて、牧師より「米軍基地建設に抗議する船の船長をずっと今やっています」、「基地建設に反対し、抗議して声を上げ、ここから入るなよってというエリアがあります(略)ここから入ったら、法律違反、法令違反、逮捕する、捕まえる、そういう線引きされるんです。あえてそこを越えて入って行って抗議します。だから当然、陸では警察機動隊に拘束される。海では海上保安庁に拘束されます。」との発言があったこと
- ・ 2025年3月の研修旅行初日の開会礼拝のメッセージにおいて、牧師より「研修旅行で去年、グループ別で辺野古に来てくださった方々に辺野古の抗議船に乗っていただいた」、「海は危険な場所でもあるんですね。みなさんの船も極力安全にありたいけど、注意を払って船長は船を出します。外から来たお客さんが乗っていない中で抗議活動をするときも、もちろん、それを考えています(略)そういう活動の一端を見ていただけたらと思います」との発言があったこと
- ・ 2019年3月の研修旅行初日の開会礼拝のメッセージにおいて、牧師より「牧師ですが、こうして長靴で午前中、船に乗っていたんです。辺野古の新基地建設が進められているところで私は12年、ずっとそこで海からこの工事を食い止める活動をしています。牧師ですけど、そっちで船長をしています。今日も早朝から海に出ました」、「こんな海の格好のまま来てしまいました」との発言があったこと
- ・ 辺野古への移設工事について扱う際に、沖縄県の見解を学習させていたことや、ワークシートで「県は何を訴えたのか」という観点で扱っていたことは確認できたこと。一方で、これ以外の様々な見解について十分な事前又は事後の学習を行って

いたことが確認できないこと

- ・ 2025年の研修旅行における謝礼の領収書の名義人の一部が「へり基地反対協議会」となっていること
- ・ 2015年から2018年にかけて作成・配布された生徒向けの研修旅行のしおりにおいて、現地のガイドからの依頼を受け、へり基地反対協議会による座り込みをお願いする内容（「辺野古新基地建設反対に賛同して、この座り込み現場に来てくださったことを歓迎いたします。共に闘うために」（2015年、2016年）、「ここでの闘いは「座り込み」です。私たちの行動に賛同いただける方は、まず一緒に座り込んでください」（2015年～2018年））を掲載していたこと
- ・ 2015年の辺野古コースに参加した生徒の感想の中には、「へり基地反対協議会の共同代表」の名前を具体的に挙げた上で、その方から基地に反対する理由を聞いたと記述があること
- ・ 平成27年通知（政治的中立性の確保）について、校内では、通知発出時点でのメールでの形式的な周知にとどまっており、今回問題になった諸事案の意思決定プロセスにおいて同通知が一度も参照されていなかったこと

【学校からの説明】

- ・ 高校2年の教員を中心とした一部の引率教員が、牧師が抗議活動を行っていることを事前に認識していたものの、生徒を乗船させる船が「抗議活動を行っている船（抗議船）」であるという認識を持っていた教員はごく一部にとどまっていた
- ・ ボートへの乗船については、生徒を抗議活動に参加させるわけではなく、あくまでも平和学習のためにボートの運航を牧師に依頼したものであり、いわゆる「抗議船」としての運航ではないため、問題ないと判断した
- ・ 一方で、抗議活動で使われているボートに生徒を乗船させること自体が、客観的に見て政治的な意味を帯びているように見える恐れがあることについて、十分な検討及び配慮ができていなかったという点については、重く受け止めている
- ・ 開会礼拝については、信頼している牧師に開会礼拝を依頼したという認識で、特別な意図をもってメッセージをお願いしたわけではない
- ・ 年間を通じた平和学習全体として基地問題以外にも様々な内容も扱っており、政治的中立性は確保していたと考えるが、沖縄研修旅行の辺野古コースの実施に当たっては、事前学習も含め辺野古への移設工事の扱いにバランスが取れていたかという点について、対立する意見について両方の視点が提示できていなかったことに疑いを持たれてもやむを得ない活動となっていたことは、至らない点があった
- ・ へり基地反対協議会による座り込みをお願いする文書については、生徒向けではなく、一般向けのもを掲載したものであり、現地のガイドから「辺野古テント村」がどういう場所であるかを生徒に知らせておいてほしいとの意向を受けてそのまま書き写したものであったが、生徒に依頼したと受け取られる可能性に思いが至っていなかった

- ・ 生徒や教職員が座り込みを含む抗議活動に参加したことはなかった

京都府の見解

教育活動の状況については、平和について学習することは、学習指導要領においても明記されており、これに基づき適切に実施されるべきものであるが、これまで確認した事項及び同志社国際高校からの説明から、辺野古コースにおいて、抗議活動に使われているボートに生徒を乗船させたことなど以下のことを総合的に踏まえると、辺野古の移設工事に関する学習については教育基本法第14条第2項に反すると考えられ、是正する必要がある。

ア. 抗議活動との関連について

- ・ 教育基本法第14条第2項では、学校が「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動」をすることを禁じるとともに、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（平成27年10月29日付け27文科初第933号。以下「平成27年通知（政治的中立性の確保）」という。）においては、「特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること」が示されている。
- ・ これまでの調査においては、研修旅行の主たる目的は基地建設と反対する人の現場を見ることがとのメッセージが教員から生徒に送られていたことや、複数回にわたり、開会礼拝のメッセージにおいて牧師が自ら基地の建設に対する抗議活動を行っている旨の発言を行っていることが確認された。同志社国際高校は、牧師が抗議活動を行っていたことを事前に認識していたのはごく一部の教員にとどまっていた、また、開会礼拝は信頼している牧師に依頼したという認識で特別な意図をもってメッセージを依頼したものではなかったと説明しているが、教員も集う開会礼拝の場において、複数回にわたって、牧師自ら抗議活動への関与について言及しており、同校として認識していなかったという説明は信じがたい。また、生徒たちが乗船する船について抗議船としての運航ではないため問題ないと同校としては判断したと説明しているが、同校の説明にもあるとおり、抗議活動で使われているボートに生徒を乗船させること自体、客観的にみて政治的な意味を帯びているように見える。
- ・ また、研修旅行のしおりにおいて、ヘリ基地反対協議会による座り込みを依頼する内容が掲載されていたことについては、学校は、一般向けのものを掲載したもので生徒向けではないとしているが、平和ガイドの意向を受けてそのまま掲載されており、結果的に生徒が座り込みを含む抗議活動に参加したことはなかったものの、生徒に依頼したように見える。
- ・ 加えて、平成27年通知（政治的中立性の確保）について、校内では、通知発出時点でのメールでの形式的な周知にとどまるとともに、今回問題になった諸事案の意思決定プロセスにおいても同通知が一度も参照されていなかったことが確認されて

おり、学校組織全体として適切な対応ができていなかった。

イ. 生徒の考えや議論を深めるための様々な見解の提示について

- ・ 政治的教養の教育等に関する文部科学省通知においては、「多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要」であり、「特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること」と示されている。
- ・ これまでの調査においては、辺野古の移設工事に関する学習について、ワークシートを使用するなどして沖縄県の見解について学習していたことは確認できたが、沖縄県の見解以外の様々な見方や考え方については、研修旅行期間中以外の期間も含め十分な学習が行われていなかった。

4. 学校としての対応について

【これまで確認した事項】

- ・ 2023年からボートへの乗船が行われる中で、
 - － 安全管理面においては、事前の下見や研修旅行当日の引率教員の同行、通常の船着き場ではなく護岸からの乗船、事後の生徒の感想において、警備中の船から注意を受けたり、船に乗ることに恐怖を感じたりした者がいたこと
 - － 教育活動面においては、抗議船として日常的に使われている船への乗船や、開会礼拝における牧師のメッセージにおいて、牧師自身が行っている辺野古への移設工事に反対する抗議活動の説明が行われていたこと、2015～2018年の研修旅行のしおりにおいて、座り込みをお願いする文書を掲載していたことといった事項について、校長や管理職、教職員の間で疑問が呈されたり、議論がなされたりしたことはないこと
- ・ 教育基本法反対及び辺野古の米軍新基地建設反対を宣教基本方策に掲げる日本基督教団京都教区のホームページ上で、関連諸団体として、同志社国際中学・高等学校が位置付けられていること

【学校からの説明】

- ・ 過去の研修旅行において乗船時の恐怖を生徒が感想文に記載していたことや、生徒への依頼の意図はなかったものの「辺野古テント村」への座り込み依頼を教員が軽率に掲載してしまっていたことについて、これまで教職員会議等で疑問が呈されずに前例踏襲が続き、校長の責任で止めることがなかったことについてはガバナンスの不備であると考えている。今回の研修旅行においても、校内における平和に関する学習は、これまで校内で作られてきたものを、敢えて積極的に変えてい

くことが必要であるという考えに至らなかった

- ・ 日本基督教団京都教区のホームページで同志社国際高等学校が関連諸団体として位置付けられているが、許諾なく掲載されているものであり、同志社国際高等学校は日本基督教団京都教区の関連諸団体ではない。また、同志社国際高等学校には、日本基督教団京都教区に所属する牧師でもある教員が在籍しているものの、同志社国際高等学校において学校教育の在り方を決定づける権限はなく、外部団体による教育内容への直接的な影響はなかった

京都府の見解

学校の安全管理や教育活動において課題が生じた場合については、学校内での情報共有や振り返りにより組織的に改善されるべきであり、例えば安全管理面においては、手引きにおいて、危機管理マニュアルの実践後の検証と定期的な見直し・改善を行うプロセスが手順として示されているところである。

今回の調査においては、「1. 研修旅行について」～「4. 学校としての対応について」の「これまで確認した事項」に記載したように、安全管理面については、危機管理マニュアルの不備や、研修旅行に向けた事前調査や事故発生時の対応に係る準備の不足など、安全確保のために求められる対応ができていなかったことを示す事項が確認されるとともに、教育活動面においては、政治的中立性に照らし、教育の在り方として法に反すると考えられる事項が確認されたところである。

こうした事項について、同志社国際高校では、これまで研修旅行を行う中で、管理職を含め教職員の間で疑問が呈されたり、議論がなされたりしたことはなかったと確認しており、同校の対応は学校におけるガバナンスの在り方として適切ではなかったと考えられ、是正する必要がある。

○教育基本法（抜粋）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

○学校保健安全法（抜粋）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

○学校の危機管理マニュアル作成の手引

文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm

○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

○修学旅行における安全確保の徹底について（昭和 63 年 3 月 31 日付け文部事務次官通達）（抜粋）

一 修学旅行は、平素と異なる生活環境の中であって見聞を広げ、集団生活のきまりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることなどを目的とする意義ある教育活動であるが、一方で、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることを再認識する必要があること。

このため、学校においては、修学旅行の計画実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、旅行経路、交通機関、現地の状況等についての事前の現地調査の実施、引率体制等の充実、万一の事故発生等緊急時の連絡体制・医療体制等の点検、保護者の理解の徹底等、細心かつ周到な準備を整え、関係業者に過度に依存することなく主体性をもって修学旅行の安全確保につき万全を期すること。

二 学校の管理機関等においては、平素から、各学校に対して、修学旅行のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校の修学旅行の計画実施が児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものであるかにつき、十分な実態の把握と必要な指導を行うこと。また、万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応のとれる体制を整えること。

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け初等中等教育局長通知) (抜粋)

第 1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第 14 条第 1 項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第 14 条第 2 項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第 2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であ

ること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第 137 条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）第 103 条第 2 項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。